

# 始めます 確定申告

確定申告の窓口での受付は、  
2月16日(水)から3月15日(火)までです。  
※閉庁日(土、日曜日)は行っていません

## 確定申告書は 自分で作成して 早めの提出を

確定申告・納税の期限	
所得税	3月15日(火)
贈与税	3月15日(火)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	3月31日(木)

所得税の確定申告の時期になりました。  
事業を営んでいる人はもちろん、サラリーマンの人でも確定申告をしなければならぬ人は、所得金額や税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。申告期間中は、大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」や確定申告の手引きなどを参考に、ご自分で申告書を作成し、e・Taxや郵送などにより提出することを勧めます。  
また、還付申告の場合は、2月15日(火)以前でも申告書を税務署に提出することができます。

### 確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得などがあり、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超える
- 土地、建物などを譲渡した
- 給与所得者(サラリーマンなど)で年収が2千万円を超える、2カ所以上から給与を受けている、給与以外の所得が20万円を超える
- 年の中途で退職し、再就職をしながらため、年末調整をしていない
- 医療費控除、住宅借入金等特別控除などの還付申告をするなど



### 自宅のパソコンで 申告書を作成・提出

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することに より、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することが出来ます。作成したデータは、印刷して書面により提出することが出来るほか、e・Tax(電子申告)を利用して提出できますので、ご利用ください。  
▽ 国税庁ホームページ  
<http://www.nta.go.jp/>  
▽ 郵送先：海田税務署(〒736-8505 海田町大正町1番13号)  
※ e・Tax を利用するには住基カード、電子証明書の取得が必要です。詳しくは、e・Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>) をご覧ください

### 申告相談会場



● 相談・受付  
所 海田税務署  
時 2月1日(火)～3月15日(火)  
(土、日曜、祝日は除く)  
午前9時～午後5時(受付は午後4時まで)

● 還付申告センター  
所 アクアホール(広島バスセンター8階)  
時 2月1日(火)～10日(木)(土、日曜日は除く) 午前10時～午後5時(受付は午後4時まで)

対 給与、年金などの所得税の還付申告(譲渡所得を除く)をする人  
※書面での申告書の提出は受け付けていません

### 出張相談 所 町民会館

時 2月9日(水)、10日(木) 午前9時～正午、午後1時～5時(受付は午後4時まで)

絡ください(3月15日(火)まで)

### ご相談・お問い合わせ

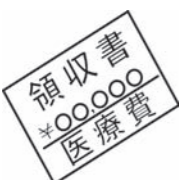
次の日程で町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告相談を行います。お気軽に相談ください。

相談日	会 場	時 間
3月1日(火)～15日(火)	役 場	8:30～11:30 13:00～16:00
3月8日(火)	西公民館	9:00～11:30 13:00～16:00
3月9日(水)	東公民館	9:00～11:30 13:00～16:00

※3月8日(火)、9日(水)は役場での相談は行っていません  
※土、日曜日は除く

税務課 ☎ 820・5603

住民課 ☎ 820・5604



### 「高額療養費」と 確定申告について

国民健康保険高額療養費の申請には、医療機関の領収書の原本が必要です。確定申告(医療費控除)などで領収書を提出する前に、高額療養費の申請をしてください。  
高額療養費の対象になっている人には、お知らせをお送りしています。  
平成22年12月分が高額療養費の対象になっている人には2月下旬ごろに、高額療養費のお知らせをお送りする予定です。  
高額療養費のお知らせの郵送が、確定申告の時期に行われますので、ご注意ください。

### 申告に関するお問い合わせ

海田税務署 ☎ 823・2131  
(海田町大正町1番13号)

### 役場での申告受付

時 2月16日(水)～3月15日(火)  
(土、日曜日および3月8日(火)、9日(水)を除く) 午前8時半～11時半、午後1時～4時

所 役場エントランスホール  
先着順に整理券をお取りください。ただし、混み具合によって早めに締め切ることがあります。

※営業所得や株式等の譲渡所得などのある人や営業、不動産所得に係る収支内訳書を作成しなければならぬ人は、ご利用できません

申告書をご自分で作成した人は、開庁時間中は税務課の窓口で収集箱を設置していますので、投函により提出することができます。

### 町県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告が必要な人

平成23年1月1日現在、町内に住所がある人で、次の各項に該当する人は、申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をした人は不要です。

- 平成22年中に営業、農業、配当、不動産などの給与以外の所得がある(20万円以下)のとき所得税の確定申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です
- 平成22年中に退職した
- 雑損控除、医療費控除、寄付金控除(一定制限有り)などを受けようとしている

- 町内に住所はないが、事務所や家屋敷がある
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している(申告することによって、税金が軽減されることもあります。遺族年金、